

「市有地を活用した地産地消の再エネ発電事業」

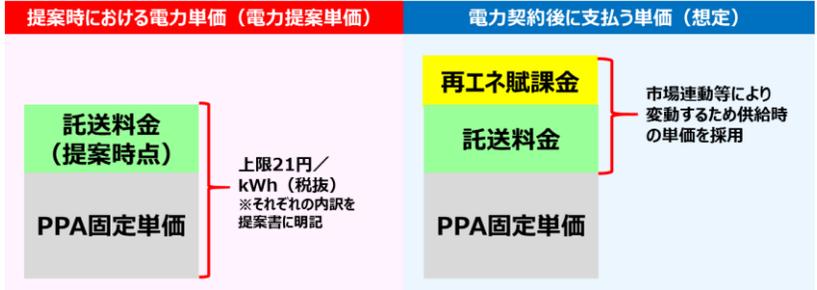
パートナー事業者公募 質問への回答【B社】

NO	質問事項	質問事項の内容	回答内容
1	募集要項 p7 詳細図	貸付できない範囲（緑地）で隔たれた南側用地（空撮④～⑥エリア）と北側用地とはケーブル横断もできないと理解してよいでしょうか。※関連項目 p.9 ウ注意事項（カ）	貸付できない範囲（高速道路が横断する重複部分）へのケーブル等の横断については、道路占有許可が下りた場合に可能となりますが、具体的な設置方法に対して市、東日本高速道路㈱及び事業者との協議により判断することとします。
2	募集要項 p9 ウ注意事項（ク）	森林法の適用を受ける森林の面積はどの程度でしょうか？また、可能であればその範囲もご教示いただけますでしょうか。加えて「森林法の適用を受ける」とは具体的に何を意味しますでしょうか。	森林法の適用範囲は「ほっかいどう森まっぷ（ https://www.pref.hokkaido.lg.jp/sr/srk/80538.html ）」でご確認いただけます。林地開発許可が必要になる場合がありますので、詳細につきましては、市緑地公園課緑化係までお問い合わせください。
3	募集要項 p11 （4）設備の設計・設置ア	周辺への影響調査において輻射熱とありますが、周辺に住宅等がない場合についても必要となりますでしょうか？	周辺住宅の有無に関わらず、輻射熱による影響があると事業者が判断した場合は調査してください。
4	募集要項 p13 （10）地元企業への配慮	「地元企業との共同事業を検討」とありますが、地元企業が単独で事業検討する場合と、2社以上の地元企業が共同で事業検討する場合で、評価に差が付くことはございますでしょうか。	評価基準について、募集要項に記載している内容以上の回答については差し控えさせていただきます。

5	募集要項 p3 (2) 公募内容 ア	「発電した再エネ電力を環境価値も含めて市内需要家に供給するスキーム」とは、電気価値と環境価値をセットで需要家に供給する所謂フィジカル PPA スキームを指している理解でよろしかったでしょうか？ (=市内需要家にバーチャル PPA スキームで環境価値のみ供給するという事業形態は不可という理解でしょうか)	パートナー事業者公募においては、フィジカル PPA とバーチャル PPA など、どのようなスキームも提案可能とします。
6	募集要項 p10 (3) 周辺関係者への説明会等の実施	事業実施に際して FIP 認定を取得することも想定しておりますが、FIP 認定取得のための事前周知や説明会実施とは別に、本公募にて求められている周辺関係者への説明会を実施する必要があるでしょうか。	FIP 認定取得時に実施する説明会の範囲が、市との協議により決定した対象範囲を網羅していると判断できる場合には、同時に開催しても構いません。
7	募集要項 p14 (11) その他	「本事業に係る権利義務及び設備について、原則、第三者に譲渡し、若しくは継承させ又はその権利を担保に供することはできない」との記載がございますが、事業実施にあたりプロジェクトファイナンス等の方法で資金調達をする場合にも、当該原則が適用され設備や権利を担保に供することは認められませんか。	原則認めませんが、事業実施においてやむを得ず担保に供する場合においては協議します。

8	募集要項 p17 (オ) 参加意向表明 (オ) 提案者の変更	共同企業体の構成者の変更等に関して、提案書提出後においても構成者の変更は可能でしょうか。また、「市が認める場合は～再提出することができる」との記載がありますが、認められない理由としてはどのようなものが考えられますでしょうか。	募集要項 P17 に記載のとおり、参加意向書提出後に変更が生じた場合は、市が認めただうえで、受付期間終了後においても必要書類を再提出することができます。構成者の変更が認められるか否かについては、個別具体的に判断いたします。
9	募集要項 p21 (4) 評価基準 2.実施内容 ⑦ 地域経済への 貢献	地域経済というのは苫小牧市内という理解でよろしかったでしょうか。 地域経済への貢献、について詳細な評価基準をご教示いただけますでしょうか。	ご認識のとおり、苫小牧市内という理解で問題ございませんが、評価基準について、募集要項に記載している内容以上の回答については差し控えさせていただきます。
10	募集要項 p4 (4) 事業期間	土地の賃貸借期間、事業期間の上限期間はございますでしょうか。	土地の賃貸借期間、事業期間いずれも上限は定めておりませんが、これらの期間は連動していることを前提とします。
11	募集要項 p9 2.太陽光発電事業実施にあたっての基本的 事項	優先交渉権者選定後に、事業化断念した場合に、何らかのペナルティの発生はございますでしょうか。	優先交渉権者選定後の辞退について、具体的なペナルティは定めておりませんが、それまでに要した費用は事業者負担とします。
12	募集要項 p21 (4) 評価基準 1.実績 ①類似 事業実績	類似事業実績については、実績 kW (累積 kW 容量) の大小で評価点が決まりますでしょうか。評価軸を具体的に開示頂けますと助かります。	評価基準について、募集要項に記載している内容以上の回答については差し控えさせていただきます。

13	<p>募集要項 p21 (4) 評価基準 1.実績 ①類似 事業実績</p>	<p>類似事業の実績について、類似性の判断基準をご教示頂けますでしょうか。(例：設備の規模、事業実施の時期、電力供給契約の内容の類似性を確認する等) また、積雪寒冷地の定義についてもご教示ください。</p>	<p>例で記載いただいた事項も含め総合的に評価しますが、具体的な評価基準についての回答は差し控えさせていただきます。 積雪寒冷地の定義については、「積雪寒冷特別地域における道路交通の確保に関する特別措置法施行令」第一条で示されている「二月の積雪の深さの最大値の累年平均が五十センチメートル以上の地域又は一月の平均気温の累年平均が摂氏零度以下の地域」とします。</p>
14	<p>募集要項 p21 (4) 評価基準 2.実施内容 ② 設備導入内容</p>	<p>設備導入内容については、貸付物件の使用面積に応じて、評価点が決まりますでしょうか。評価軸を具体的に開示頂けますと助かります。</p>	<p>評価基準について、募集要項に記載している内容以上の回答については差し控えさせていただきます。</p>
15	<p>募集要項 p21 (4) 評価基準 2.実施内容 ③ 電力供給方法</p>	<p>電力供給方法について、実現性が高い提案というのは、何をもちて評価されますでしょうか。評価軸を具体的にご教示いただけますと助かります。</p>	<p>評価基準について、募集要項に記載している内容以上の回答については差し控えさせていただきます。</p>
16	<p>募集要項 p21 (4) 評価基準 2.実施内容 ④ 市内需要家への電力供給量及びCO₂削減量</p>	<p>本評価項目について、効率的に供給される提案、というのは具体的に何を指しますでしょうか。</p>	<p>評価基準について、募集要項に記載している内容以上の回答については差し控えさせていただきます。</p>

17	<p>募集要項 p21 (4) 評価基準 2.実施内容 ⑧ その他独自提案</p>	<p>その他独自提案に関しては、実現可能性も評価に加味されるという理解でしょうか。</p>	<p>その他独自提案の実現可能性も含め、提案を受けて総合的に評価します。</p>				
18	<p>募集要項 p3 1 公募の概要 (3) 電力契約ウ</p>	<p>「電力提案単価は、使用電力量に対する単価のみとし、基本料金、燃料費調整額、再エネ賦課金の設定は行わないものとする。」とありますが、こちらの記載の意図は、公募評価においては発電事業者→小売電気事業者→需要家のスキームにおける、発電事業者→小売電気事業者の卸単価(kwh)のみを評価するとの意図でよいでしょうか。逆に、小売電気事業者から需要家への基本料金、燃料費調整額、再エネ賦課金の設定を妨げるとの意図ではない理解でよいでしょうか。</p>	<p>需要家が小売電気事業者に支払う電力単価となり、電力単価を含む電力契約の内容については、事業者と需要家との協議により決定することとします。なお、市有施設に供給する場合においては、電力提案単価の内訳として、PPA 固定単価と提案時における託送料金を明記したうえで提案を行ってください。</p> <p>また、一般的にはオフサイト PPA の場合、需要家(市有施設)が再エネ賦課金を小売電気事業者に支払うこととなります。ただし、必ずしも市が電力契約を確約するものではありません。</p> <p>〈市有施設への電力供給を提案する場合〉</p>  <table border="1" data-bbox="1187 1018 2004 1308"> <thead> <tr> <th data-bbox="1187 1018 1585 1053">提案時における電力単価 (電力提案単価)</th> <th data-bbox="1585 1018 2004 1053">電力契約後に支払う単価 (想定)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1187 1053 1585 1308"> <p>託送料金 (提案時点)</p> <p>PPA固定単価</p> <p>上限21円/kWh (税抜) ※それぞれの内訳を提案書に明記</p> </td> <td data-bbox="1585 1053 2004 1308"> <p>再エネ賦課金</p> <p>託送料金</p> <p>PPA固定単価</p> <p>市場連動等により変動するため供給時の単価を採用</p> </td> </tr> </tbody> </table>	提案時における電力単価 (電力提案単価)	電力契約後に支払う単価 (想定)	<p>託送料金 (提案時点)</p> <p>PPA固定単価</p> <p>上限21円/kWh (税抜) ※それぞれの内訳を提案書に明記</p>	<p>再エネ賦課金</p> <p>託送料金</p> <p>PPA固定単価</p> <p>市場連動等により変動するため供給時の単価を採用</p>
提案時における電力単価 (電力提案単価)	電力契約後に支払う単価 (想定)						
<p>託送料金 (提案時点)</p> <p>PPA固定単価</p> <p>上限21円/kWh (税抜) ※それぞれの内訳を提案書に明記</p>	<p>再エネ賦課金</p> <p>託送料金</p> <p>PPA固定単価</p> <p>市場連動等により変動するため供給時の単価を採用</p>						

19	募集要項 p.9 ウ 注意事項 (オ)	「土地賃貸借契約の締結にあたっては、貸付料総額の 100 分の 10 以上の額を契約保証金として納入すること」と記載がありますが、100 分の 10 を超えていれば納入する保証金の額は事業者の任意との理解で良いでしょうか。また、額によって評価に差が付くことはございますでしょうか。	保証金の額について、事業者の任意という理解で問題ございません。なお、保証金の額を評価する項目はございません。
20	募集要綱 p9 ウ 注意事項 (カ)	「市が当該箇所の維持管理等のために通行を必要とした場合、事業者は当該箇所までの通行を認めること」と御座いますが、当該箇所まで通行する車両等について、こういった仕様の車両等が通行することを想定すれば良いでしょうか。	土地の点検等が必要になった際は、一般車両での通行が想定されます。
21	募集要綱 p9 2 (1) 基本協定の 締結	優先交渉権者選定後に市と需要家で締結する基本協定につき、現時点の想定の内容がございましたらご教示頂けますでしょうか。	事業着手にあたり、工事の実施や維持管理、設備撤去、電力供給における基本的な事項全般を定めることを想定しております。
22	募集要綱 p11 2 (4) 設備の設 計・設置 キ	「本事業の実施に必要な系統連系に係る手続きを事業者の負担により実施すること。」とありますが、公募提案時にご想定 of 系統連系手続きのステータスはございますでしょうか。公募の評価において「確実性」が評価項目の一つになっている所、系統連系手続きが進行している事業者の提案の方が	提案要件として定めている手続きのステータスはなく、接続検討に係る回答があることを必須とはしておりません。 また、公告前に系統連系手続きを開始し、提案に活用した場合においても、有効とします。

		「確実性」が高いとの評価になる理解をしており、お伺いしております。また、仮に本公募実施の公告前から系統連系手続きを開始している事業者がいた場合で、当該事業者が同系統連系手続きを本公募に活用した場合、同提案は有効とみなされることとなりますでしょうか。	
23	募集要綱 p21 (4) 評価基準	各評価項目の評価方法について、例えば配点 30 の評価項目について、特に優れている=30 点、優れている=20 点、及第点=10 点、評価不能=0 といったようにノッチが切られているものでしょうか。又は左記のような区切りはなく、選定委員が任意に評価をされるものでしょうか。	評価方法についての回答は差し控えさせていただきます。
24	募集要綱 p21 6 (4) 2 ③電力供給方法	「電力供給スキームが実現可能性の高い提案であるか」との記載がございますが、例えばスキームを明示した上で、需要家と電力供給契約に関する覚書を締結する等、何らかの合意がある方が評価が高くなりますでしょうか。	覚書の締結など、需要家との合意形成の状況を含め、提案を受けて総合的に評価します。

25	募集要綱 p21 6 (4) 2 ⑤電力 提案単価	電力提案単価については、提案単価のみの評価であり、予め評価の方法を定めることも可能な理解ですが、評価の方法が定まっている場合、当該評価方法をご教示頂けますでしょうか。	評価基準について、募集要項に記載している内容以上の回答については差し控えさせていただきます。
26	募集要綱 p21 6 (4) 3 ⑬設備 の廃棄・リサイ クル	事業終了後におけるリサイクルの方法について、実際の設備の廃棄・リサイクルは現時点から 20 年以上先に実施するものであり、将来のイノベーション等も考慮すると現時点でリサイクルの方法を具体的に定めることは必ずしも得策ではない理解です。本評価項目は廃棄・リサイクルの具体的な方法よりもむしろ廃棄・リサイクル費用の積み立ての方法、積立金額等により評価されるものとの理解で良いでしょうか。	現時点での廃棄・リサイクル方法についての考え方や積立方法・金額も含め、提案を受けて総合的に評価します。

27	用地現地状況	<p>現地確認の際、東側の用地境界に河川を確認しました。詳細図ではわかりにくいのですが、国土地理院地図では当該河川が途中から事業計画地内を流れているように見えます（現地確認では踏査できず気づきませんでした）。この部分についてはどのように取り扱いすれば良いでしょうか。（ex.河道の変更要否，（その場合の）設計・施工，費用負担など）</p>	<p>国土地理院の地図において確認できる当該箇所を含め貸付物件内において、市で河川及び排水路と位置付けているものはございません。</p>
28	用地現地状況	<p>太陽光発電所として雨水排水施設が必要な場合、前号の河川に放流することは可能でしょうか？</p>	<p>原則として、排水については発電所敷地内で処理してください。ただし、やむをえず河川への排水が必要な場合、市維持課河川係との協議をお願いします。なお、協議に際しては上流域を含めた雨水排水計画の提出をお願いいたします。</p>